

# 複合養殖にかかる新魚種導入実証調査業務 提案型コンペティション実施要領

## 1. 業務目的

本業務は、伊万里湾における赤潮対策のため、赤潮発生時期を避けて、短時間で出荷可能なサイズまで成長が見込める魚種（貝類も含む）や赤潮の影響を受けにくい新たな魚種の養殖実証試験・調査を行うことによって、新たな収入源として将来の漁業所得の向上を期待するとともに、安定的な養殖生産に寄与し、市の新たな産品を創出するなど、水産業の振興に繋げることを目的とする。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 複合養殖にかかる新魚種導入実証調査業務
- (2) 業務内容 別紙「複合養殖にかかる新魚種導入実証調査業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年2月26日まで
- (4) 委託金額 10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

## 3. 提案型コンペティション審査会への参加資格

提案型コンペティション審査会に参加するために必要な資格及び要件は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出日において、松浦市の競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く。）。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (5) 破産法（平成16年法律第75条）第18条又は第19条による破産手続き開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申し立てを含む。）がなされていない者であること（破産者で復権を得たものを除く。）。
- (6) 会社更正法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立てをし

ていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

#### 4. 本企画提案審査のスケジュール

内 容	日 時
公募及び質問受付開始	令和8年6月30日（火）
参加表明書の提出期限	令和8年7月15日（水）
質問受付期限	令和8年7月15日（水）
質問書に対する回答	令和8年7月22日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年7月31日（金）
提案審査会	令和8年8月 7日（金）予定
審査結果通知	令和8年8月中旬
契約締結	令和8年8月下旬

#### 5. 参加表明書の提出

本業務への企画提案の提出を希望される場合は、次の（1）ア～イに掲げる書類を提出するものとする。

##### （1）提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 企画提案者概要票（様式2）及び会社資料（パンフレット等）

##### （2）提出方法等

①提出部数 1部

②提出期限 令和8年7月15日（水）17時15分必着

③提出場所 〒859-4598

長崎県松浦市志佐町里免365番地 松浦市 水産課

TEL 0956-72-1111（内線259）

④提出方法 持参又は郵送による

※受付は、松浦市役所の開庁日の8時30分から17時15分までとする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着とし、到着を電話で確認すること。

6. 協力事業者

提案者は、本業務の提案にあたり、業務遂行に必要となる知識や経験を有する者（以下「協力事業者」という。）と協力のもと業務を実施することができる。この場合は、参加表明書の提出時に協力事業者調書（様式3）を提出すること。

また、協力事業者についても審査への参加資格の適用を受けるものとする。

なお、協力事業者は、本業務に提案する複数の提案者の協力事業者となることはできない。

7. 企画提案書等の提出

企画提案は、1者1案とし、次の（1）ア～キに掲げる書類を提出するものとする。

（1）提出書類

ア 企画提案書等提出届（様式4）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務実績調書（様式5）

エ 業務実施体制調書（様式6）

オ 責任者・担当者調書（様式7）

カ 業務工程表（任意様式、ただし日本工業規格A4判横型とする。）

キ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

（2）提出方法等

① 提出部数 9部（正本1部、副本8部）

② 提出期限 令和8年7月31日（金）17時15分必着

③ 提出場所・提出方法 6. 参加表明書の提出（2）提出方法等③④のとおり。

8. 企画提案に関する質問及び回答

（1）質問書の提出

企画提案に関する質問は、質問書（様式8）により電子メールで行う。また、参加表明をした者の質問のみを受け付ける。なお、電子メールの送受信を必ず電話確認すること。

① 提出先電子メールアドレス：suisan@city.matsuura.lg.jp

② 提出期限：令和8年7月15日（水）17時15分まで

(2) 質問に対する回答

令和8年7月22日（水）までに、参加者宛てメールにて回答する。

9. 受託候補者の選定方法

複合養殖にかかる新魚種導入実証調査業務提案型コンペティション審査会において、企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を行い、受託候補者を選定する。また、最低基準点を超えない提案者は、受託候補者として選定しない。

なお、参加企業が1者でも審査を実施する。

(1) 審査の実施

受託候補者の選定は、仕様書に基づき別途定める審査基準により評価するものとする。

① 日 時 令和8年8月7日（金）予定

プレゼンテーションを実施し、開催時刻は別途通知する。

② 場 所 松浦市役所

③ 内 容 プレゼンテーションの時間は質疑等を含め30分以内

（説明20分、質疑応答10分）

(2) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に書面により通知する。ただし、審査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

10. 契約の締結

企画提案内容を基に松浦市と協議のうえ、本業務委託に係る仕様を確定し、契約を締結する。この場合において、協議が不調となった場合は、審査結果に従い、順に次点のものを受託候補者とするものとする。

11. 提案者の失格等

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、受託候補者の企画提案書等が無効となった場合は、審査結果に従い、順に次点のものを受託候補者とするものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (2) 本案件期間中に、提案事業者及び協力事業者が参加資格に抵触するに至ったとき。
- (3) 見積限度額を超える見積書を提出したとき。
- (4) 1者で複数の提案を行ったとき。
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- (7) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査会が失格であると認めたとき。

## 12. その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差替え及び修正は認めない。
- (3) 提出書類等は返却しない。(書類は適正に処理し、2次使用は行わない。)
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のためにその写しを作成し、使用することができる。
- (5) 審査会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は、一切受け付けない。
- (6) 審査後に本実施要領及び仕様書の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (7) 業務実施体制調書に記載した配置予定の責任者や担当者の変更は、原則として認めない。  
ただし、死亡、病休、退職等の止むを得ない理由がある場合は、松浦市が同等以上の者であると認めたものに限り変更することができる。
- (8) 本件に係る情報公開請求があった場合は、松浦市情報公開条例(平成18年松浦市条例第13号)の規定により取り扱うものとする。
- (9) 松浦市が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求めることができる。
- (10) 審査結果は、松浦市ホームページ上で公表する。

### 【問合せ先】

松浦市 水産課 水産振興係 担当：大宅・江崎

所在地：〒859-4598 長崎県松浦市志佐町里免365番地

電話：0956-72-1111(内線259) FAX：0956-72-2292

E-Mail：suisan@city.matsuura.lg.jp

URL：https://www.city-matsuura.jp